

第71回規格会議が開催される

去る9月25日に第71回規格会議が東海大学校友会館（霞が関ビル）において開催され、次に掲げる標準規格の策定³件、改定⁹件及び技術資料の改定⁴件について審議され、すべて提案のとおり承認されました。

また、委員長代理に就任されたドコモ・テクノロジー(株)の歌野孝法代表取締役社長から就任のご挨拶がありました。

- 1 Mobile Broadband Wireless Access Systems (IEEE 802.20TM TDD Wideband and 625k-MC Modes Application in Japan) 標準規格の策定について
- 2 デジタル簡易無線局の無線設備標準規格の策定について
- 3 特定小電力無線局150MHz帯動物検知通報システム用無線局の無線設備標準規格の策定について
- 4 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System 標準規格及び技術資料の改定について
- 5 IMT-2000 MC-CDMA System 標準規格及び技術資料の改定について
- 6 第二世代コードレス電話システム標準規格の改定について
- 7 小電力データ通信システム/ワイヤレスLANシステム標準規格の改定について
- 8 第二世代小電力データ通信システム/ワイヤレスLANシステム標準規格の改定について
- 9 構内無線局950MHz帯移動体識別用無線設備標準規格の改定について
- 10 UWB (超広帯域) 無線システム標準規格の改定について
- 11 OFDMA Broadband Mobile Wireless Access System (WiMAXTM applied in Japan) 標準規格の改定について
- 12 HDTVデジタルSNG伝送システム標準規格の改定について
- 13 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料の改定について
- 14 BS/広帯域CSデジタル放送運用規定技術資料の改定について



第71回規格会議の会場の様子

永井委員長

歌野委員長代理

今回の策定及び改定の概要は次のとおりです。

¹ Mobile Broadband Wireless Access Systems (IEEE 802.20TM TDD Wideband and 625k-MC Modes Application in Japan) 標準規格 (ARIB STD-T97 Ver.1.0) 策定
ARIB STD-T97は、無線設備規則第49条の²⁸に規定される「直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備」であって送信バースト長が⁹11.46マイクロ秒の自然数倍又は⁹11.46マイクロ秒の自然数倍に^{1,070}マイクロ秒を加えた値のものの無線局の無線設備及び第49条の³⁰に規定される「時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備」について規定したものです。本件に関する総務省令及び告示は平成¹⁹年8月1日に施行され、その後、平成¹⁹年11月29日に一部改正の上、施行されています。

本システムは、2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの一つであり、静止から時速²⁵⁰kmのモビリティに対応できるワイヤレスブロードバンドシステムです。現行の第3世代携帯電話システムを凌駕する伝送速度と周波数利用効率の向上技術とQoS技術を有し、オールIPベースのネットワークに接続することを前提としました、公衆向け広帯域データ通信サービスを行うための無線システムです。

この標準規格は、IEEE 802.20と呼ばれるシステムを日本で実現するためのものです。

なお、本標準規格は、英文でのみ作成しています。

2 デジタル簡易無線局の無線設備標準規格 (ARIB STD-T98 1.0版) 策定

ARIB STD-T98は、電波法施行規則第4条第1項第²⁵号に規定される簡易無線通信業務を行う無線局において、無線設備規則第⁵⁴条第²号に規定される⁴⁰⁰MHz帯のチャンネル間隔が^{6.25}kHzの簡易無線局の無線設備について規定したものです。また、本規格には無線設備規則第⁵⁴条第²号に規定されている³変調方式（実数零点単側波帯変調、四分の π シフト四相位相変調又は四値周波数偏移変調）が含まれます。

本システムは、無線通信によるグループ内情報の共用化を行う簡易なシステムで、構成は移動型簡易無線局間の直接通信を基本とした¹波プレストーク(Press Talk)方式のシステムです。

システムの概要は、以下のとおりです。

- (1) 使用する電波の周波数帯は、400MHz帯
- (2) 変調方式は、実数零点単側波帯変調、四分の π シフト四相位相変調又は四値周波数偏移変調
- (3) 通信方式は単信方式、単向通信方式又は同報通信方式
- (4) チャネル間隔は、6.25kHz
- (5) 送信時間制限装置を備え、5分を超える連続した送信を自動的に停止させる
- (6) 呼出名称記憶装置を備え、呼出名称を電波発射後ただちに自動的に送信する
- (7) 登録局（キャリアセンス付き）は、短期需要のレンタル等にも使用できる

3 特定小電力無線局150MHz帯動物検知通報システム用無線局の無線設備標準規格 (ARIB STD-T99 1.0版) 策定

ARIB STD-T99は、電波法施行規則第6条に規定される特定小電力無線局のうち、電波を利用した動物の検知通報（主として国内を移動する動物に装着し、その行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信）を目的とする情報の伝送又は処理された情報の伝送を行うデータ伝送用無線設備について規定したものです。本件に係る総務省令及び告示の改正は平成20年8月29日に施行されています。

動物検知通報システム用の150MHz帯の周波数の電波を使用する特定小電力無線局については、複数の地方自治体を移動する動物の行動の観測、100m以内の動物の行動及び状態観測、飼育動物（ペットや畜産動物）など行動及び状態観測に使用されることが見込まれています。

4 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System 標準規格及び技術資料

(ARIB STD-T63 Ver.7.00及びARIB TR-T12 Ver.7.00)

2008年6月開催の3GPP TSG第40回会合において承認されたリリース99、リリース4、リリース5、リリース6、リリース7及びリリース8の仕様の追加又は修正を本標準規格及び技術資料に反映するため、ARIB STD-T63/TR-T12を改定し、特に、本改定からリリース8のダウンストリームを開始したことから、バージョンを6.60から7.00としました。

なお、リリース8のLTE詳細仕様であるシリーズ36(Evolved UTRA aspects)は、電波法関連規則等との関係を調査し、問題ないことが確認された仕様のみダウンストリームしました。

また、端末の外部インタフェースコネクタに関する技術資料を改定しました。

ARIB TR-T12-27.A01 (Report on external interface connector) V3.1.0においてはConnector Cの電子情報技術産業協会（JEITA）で規定される規格番号が決定されておりませんでした。2008年6月に当該規格番号がRC-5242として制定されたため、今回、TR-T12-27.A01 V3.2.0として、“JEITA standard RC-5242”の記述を加えました。

5 IMT-2000 MC-CDMA System標準規格及び技術資料

(ARIB STD-T64 Ver.4.70及びARIB TR-T13 Ver.4.70)

今回は、主に2008年3月～6月に3GPP2が制定した仕様を本標準規格及び技術資料に導入するために、ARIB STD-T64 Ver.4.70及びTR-T13 Ver.4.70として改定しました。

STD-T64の主な改定点として

- ・MEIDサポートのための信号テスト仕様 ARIB STD-T64-C.S0073-A v1.0
- ・パケットビデオ電話プロトコル仕様 ARIB STD-T64-C.S0055-A v1.0

を新規規格として追加しました。

TR-T13については、内容の改定はありませんが、STD-T64のバージョンにあわせてVer.4.70に改定しました。

なお、第6項以降の改定の概要は、次号で紹介の予定です。

第149回技術委員会（放送分野）が開催される

第149回技術委員会（放送分野）が開催されましたので、その概要をお知らせいたします。

1 日時 平成20年9月24日(水) 14:00～15:35

2 場所 当会第2会議室

3 議事概要

- (1) デジタル放送システム開発部会委員長から、衛星デジタル放送高度化方式のARIB提案について報告がありました。
- (2) 事務局から、平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針の公表について説明がありました。
- (3) 事務局から、2008年ARIB/DVB会合概要の報告がありました。
- (4) 事務局から、放送分野における新調査研究会及び新開発部会の活動状況について報告がありました。
- (5) 事務局から、Aバンド放送事業用固定回線のM/Nバンドへの周波数移行に伴う照会相談業務の対応について報告がありました。
- (6) 事務局から、ICT標準化・知財センターの設立について説明がありました。

編集後記

通勤電車の中吊り広告で埼玉県日高市にある巾着田曼珠沙華（きんちゃくだまんじゅしゃげ）公園のことを知り、ネットで調べてみると拙宅からさほど遠くない（約28km）ことがわかり、先日、車で写真撮影に行ってきました。

曼珠沙華とは、いわゆる彼岸花のことです。

日高市に入ると、道の端々や民家等のいたる所に曼珠沙華が咲いていたため「公園に行くまでもないか?」と思えたのですが、公称100万本を誇る公園内の曼珠沙華はさすがに見事なものでした。



高麗川（こまがわ）に囲まれた曼珠沙華公園は木々も多く、天候にも恵まれて、気持ちよく曼珠沙華の撮影をすることができました。

若いカップル、子連れの夫婦、年配者と様々な世代の人たちが大勢訪れていましたが、デジカメで曼珠沙華を撮影する人のなんと多かったことか。小職もその一人だったのですが。

(編集子:PAO)

[ページの先頭に戻る ▲](#)